

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	母子保健事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県焼津市長

公表日

令和7年8月12日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健事業に関する事務は、母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく事業で、母子健康診査情報の管理、統計報告資料の作成及びデータ分析を行い、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事業を行うものである。</p> <p>行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下的事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①母子保健指導の実施及び勧奨②新生児の訪問指導③乳児及び幼児の健康診査の実施及び勧奨④妊娠の届け出の受付⑤母子健康手帳の交付⑥妊産婦の訪問指導の実施及び勧奨⑦低体重児の届け出の受付⑧未熟児の訪問指導の実施及び勧奨
③システムの名称	住民健康管理システム、電子申請システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表70及び127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 70の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 70の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)第97条、第98条 (情報照会の根拠)第97条、第98条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	焼津市健康福祉部健康づくり課 425-8502 静岡県焼津市本町五丁目6番1号 054-627-4111
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津1丁目6番地の1 054-623-4791
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1,000人以上1万人未満 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人以上 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none">1) 500人以上2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none">1) 発生あり2) 発生なし
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には、住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、教育研修を実施している。研修においては、受講確認を行い、未受講者については期間内に受講するよう声掛けをし、関係するすべての職員が研修を受講するための措置を講じているため、対策は十分であると考えられる。
-------	---

9. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[] 十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

母子健康手帳交付時等、必ず本人からの同意に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。
また、システムへの入力も、特定個人情報についての研修を受けている職員が処理を行っていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月6日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市総務部総務課 法規文書担当 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-2151	焼津市健康福祉部健康増進課 425-0035 静岡県焼津市東小川一丁目8番1号 054-627-4111	事前	
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	健康増進課長 池ヶ谷 友彦	健康増進課長 鈴木 英明	事前	
平成29年1月26日	評価実施機関名	静岡県焼津市長 中野 弘道	静岡県焼津市長	事前	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署①部署	健康福祉部健康増進課	健康福祉部健康づくり課	事前	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	健康増進課長 鈴木 英明	健康づくり課長 田島 和幸	事前	
平成30年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市健康福祉部健康増進課 425-0035 静岡県焼津市東小川一丁目8番1号 054-627-4111	焼津市健康福祉部健康づくり課 425-0035 静岡県焼津市東小川一丁目8番1号 054-627-4111	事前	
平成30年4月1日	特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総務部情報政策課 情報政策担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市総合政策部情報戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事前	
平成30年4月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	住民健康管理システム	住民健康管理システム、電子申請システム	事後	
平成30年4月1日	特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総務部情報政策課 情報政策担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事前	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	健康づくり課長 田島 和幸	健康づくり課長	事前	
平成30年4月1日	IVリスク対策		新様式によりリスク対策の実施状況を追加	事前	
令和1年11月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	住民健康管理システム、電子申請システム	住民健康管理システム、電子申請システム、中間サーバ	事前	
令和1年11月1日	法令上の根拠	番号法代9条 別表1 49項	番号法代9条 別表1 49項、別表2	事前	
令和1年11月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	未定	実施する	事前	
令和1年11月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠		番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 26、56の2、69の2、87の項(別表第二における情報照会の根拠) 69の2、70の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠)第19条、第30条及び第44条(情報照会の根拠)第39条	事前	
令和1年11月1日	6.情報ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手)(提供)	十分である	事前	
令和3年8月11日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 26、56の2、69の2、87の項(別表第二における情報照会の根拠) 69の2、70の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠)第19条、第30条及び第44条(情報照会の根拠)第39条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 26、56の2、69の2、87の項(別表第二における情報照会の根拠) 69の2、70の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠)第19条、第30条及び第44条(情報照会の根拠)第39条	事前	9月1日施行の法改正に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月11日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和3年8月11日	II-1 時点 II-2 時点	令和1年11月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和5年5月11日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和5年5月11日	II-1 時点 II-2 時点	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和7年6月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津1丁目6番地の1 054-623-4791	事後	
令和7年7月11日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	焼津市健康福祉部健康づくり課 425-0035 静岡県焼津市東小川一丁目8番1号 054-627-4111	焼津市健康福祉部健康づくり課 425-8502 静岡県焼津市本町五丁目6番1号 054-627-4111	事後	
令和7年7月11日	8. 人手を介在させる作業		十分である	事後	
令和7年7月11日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策		十分である	事後	
令和7年7月11日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携①法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)26、56の2、69の2、87の項(別表第二における情報照会の根拠)69の2、70の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠)第19条、第30条及び第44条(情報照会の根拠)第39条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)70の項(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)70の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠)第97条、第98条(情報照会の根拠)第97条、第98条	事後	
令和7年7月11日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携①法令上の根拠	番号法第9条 別表1 49項、別表2	番号法第9条第1項及び別表70及び127の項	事後	
令和7年7月11日	II-1 時点 II-2 時点	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	